

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	平成 17 年 2 月 13 日

## 〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	平成 17 年 2 月 13 日

## 〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
吉野乃丘 下益城郡城南町阿高 325 番地 1	医療法人社団嵩山会 下益城郡城南町阿高 325 番地 1	平成 17 年 3 月 1 日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	平成 17 年 2 月 13 日

## 熊本県告示第 379 号

静岡市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとしたので、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に静岡市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「さいたま市」の次に「、静岡市」を加える。

## 熊本県告示第 380 号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領、建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領並びに事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

## (目的)

第 1 条 この要領は、建設事業者が合併等を行った場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の合併等による経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要領で「合併等」とは、吸収合併、新設合併及び営業譲渡並びに会社分割による承継をいう。

2 この要領において合併等の事実発生日は、次の各号のとおりとする。

(1) 吸収合併、新設合併

合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記の日

(2) 営業譲渡

営業譲渡契約における営業譲渡の日

(3) 会社分割による承継

会社分割契約において分割期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は分割登記の日

## (適用対象)

第 3 条 熊本県内に主たる営業所を置く建設事業者のうち、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格（以下「入札参加者資格」という。）を引き続き 5 年以上有する者において合併等があった場合で、次の各号に掲げるもの（以下「合併存続会社等」という。）を特例措置の対象とする。ただし、3 者以上の合併等の場合、合併等の当事会社のすべてが熊本県内に主たる営業所を置く建設事業者であって、2 者以上が入札参加者資格を引き続き 5 年以上有する者である場合に限る。

(1) 合併による存続会社

(2) 合併による新設会社

(3) 他社から建設業に係るすべての営業権を譲り受けた会社（譲渡した会社が建設業

を廃業する場合に限る。)

(4) 他社から会社分割により建設業に係るすべての営業権を承継した会社(会社分割により営業権を譲渡した会社が建設業を廃業する場合に限る。)

(格付における総合点数の加算)

第4条 合併等の当事会社が同一業種において、同一等級又は直近の等級に格付されていることを条件に、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第2条第2項により算出した合併存続会社等の当該業種の総合点数に次の各号に定める率に相当する点数(小数点以下は切捨て)を加算し、格付の見直しを行う。ただし、3者以上の合併等の場合は、業種ごとに上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級において、当該条件を満たしている場合に限る。

(1) 合併等の日から3年を経過する日が属する年度まで

15%

(2) (1)に定める期間の後、合併等の日から5年を経過する日が属する年度まで

10%

2 前項の規定による合併等時の格付の見直しにおける等級の昇級は、合併等の当事会社の最上位等級の1等級上位までとする。ただし、定期の格付以外の格付の見直しにおいては、土木一式工事における特A等級には昇級できないものとする。

(入札参加機会の確保)

第5条 合併存続会社等が消滅又は廃業する合併等の当事会社の主たる営業所を引き続き合併存続会社等のその他営業所(建設業法第3条に規定する営業所)とし、当該営業所において、当該指名業種の許可を有するとともに、格付のある業種においては、熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準で必要とされる技術者を配置している場合、合併等後5年を経過する日が属する年度まで、当該営業所の地理的条件において以下に掲げる等級や実績等(合併存続会社等の等級等を上回ることはできない)により指名することができるものとする。

なお、合併存続会社等の主たる営業所を合併等の当事会社の主たる営業所以外に新たに設置し、合併等の当事会社をその他営業所とした場合において、合併等の当事会社のうち、同一業種において最も高い等級又は経営事項審査における総合評定値を有する当事会社に係る営業所については、当該措置の対象としないものとする。

(1) 格付のある業種の場合

消滅又は廃業する合併等の当事会社が有していた等級とする。ただし、格付のある同一業種において、合併等の当事会社の2者以上が等級区分中最上位等級で、同一の地域振興局管内(熊本市においては熊本市内)にあり、当該当事会社のうち1者が合併存続会社等の主たる営業所となり、他社がその他の営業所となった場合は、同一等級区分中最上位等級及びその直近下位等級とする。また、合併等の当事会社のうち、同一業種において最も高い等級を有する会社がその他の営業所となった場合は、主たる営業所となった合併等の当事会社が有していた等級とする。

(2) 格付のない業種の場合

消滅又は廃業する合併等の当事会社が有していた経営事項審査における総合評定値、工事実績等とする。ただし、合併等の当事会社のうち、同一業種において経営事項審査における総合評定値が最も高い会社がその他の営業所となった場合は、主たる営業所となった合併等の当事会社が有していた経営事項審査における総合評定値、工事実績等とする。

(申請)

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式(合併等による特例措置適用申請書)により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式(合併等による特例措置適用(継続)申請書)により申請するものとする。

(認定及び結果の通知)

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式(合併等による特例措置認定通知書)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式(合併等による特例措置適用申請に係る変更報告書)により速やかに報告するものとする。

(認定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の認定を取り消すことができるものとする。

(1) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は建設業の一部を分社化したとき。

(2) 特例措置の申請内容に虚偽があったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合は、別記第5号様式(合併等による特例措置認定取消通知書)により申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

別記第1号様式（第6条関係）

（表）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
商 号  
代 表 者

印

合併等による特例措置適用申請書  
建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第6条の規定により、合併等による特例措置の適用を申請します。  
なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 合併等の日 :平成 年 月 日
- 2 合併等の形態 :吸収合併・新設合併・営業譲渡・会社分割による承継

3 合併等以前の名称等

(1)存続会社等

- ①住 所 :
- ②商 号 :
- ③代表者氏名 :
- ④指名願い提出業種 :  
(等級区分)

(2)消滅又は廃業する会社

- ①住 所 :
- ②商 号 :
- ③代表者氏名 :
- ④指名願い提出業種 :  
(等級区分)

4 合併存続会社等の体制

	名 称	住 所	許 可 業 種	配 置 技 術 者 数
主たる営業所				
その他営業所				

5 添付書類

- (1) 合併、営業譲渡、会社分割の契約書の写し
- (2) 合併存続会社等が合併等の日若しくは合併等後の決算日を審査基準日として受審した現在有効な経営事項審査の総合評価値通知書(写)
- (3) 合併等により消滅又は廃業する会社の建設業許可に係る廃業届(写)
- (4) 商業登記簿謄本(写)

※裏面の記入要領により記入すること。

(裏)

## 記 入 要 領

- 1 「合併等の日」の欄には、合併等の事実の発生した日（建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第2条を参照）を記入する。
- 2 「合併等の形態」について該当するものを○で囲む。
- 3 「合併等以前の名称等」の「指名願提出業種」の欄には、合併等前に熊本県の資格審査の認定を受けていた業種について、業種一覧表の対応する文字を記入する。また、等級区分のある業種については、後ろに等級をカッコ書きで記入する。
- 4 合併存続会社等の体制について
  - ①「許可業種」の欄には、主たる営業所、その他営業所ごとに保有する建設業許可業種について、業種一覧表の対応する文字を記入する。
  - ②「配置技術者数」の欄には、主たる営業所、その他営業所ごとに配置する一級の国家資格者数を種類ごとに記入する。

(業種一覧表)

土 木	土	電 気	電	板 金	板	電 気 通 信	通
建 築	建	管	管	ガ ラ ス	ガ	造 園	園
大 工	大	タ イ ル	タ	塗 装	塗	さ く 井	井
左 官	左	鋼 構 造 物	鋼	防 水	防	建 具	具
とび・土工	と	鉄 筋	筋	内 装	内	水 道 施 設	水
石	石	舗 装	舗	機 械 器 具 設 置	機	消 防 施 設	消
屋 根	屋	しゅんせつ	し	熱 絶 縁	絶	清 掃 施 設	清

別記第2号様式（第6条関係）

（表）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
商 号  
代 表 者 印

合併等による特例措置適用（継続）申請書

このことについて、平成 年度の熊本県工事入札参加者資格審査格付においても、特例措置の適用を継続されるよう、建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第6条の規定により申請します。

なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

	名 称	住 所	許 可 業 種	配 置 技 術 者 数
主たる営業所				
その他営業所				

添付書類

申請日現在で有効な経営事項審査の総合評定値通知書（写）

※裏面の記入要領により記入すること。

(裏)

## 記 入 要 領

- 1「許可業種」の欄には、主たる営業所、その他営業所ごとに保有する建設業許可業種について、業種一覧表の対応する文字を記入する。
- 2「配置技術者数」の欄には、主たる営業所、その他営業所ごとに配置する一級の国家資格者数を種類ごとに記入する。

(業種一覧表)

土 木	土	電 気	電	板 金	板	電 気 通 信	通
建 築	建	管	管	ガ ラ ス	ガ	造 園	園
大 工	大	タ イ ル	タ	塗 装	塗	さ く 井	井
左 官	左	鋼 構 造 物	鋼	防 水	防	建 具	具
とび・土工	と	鉄 筋	筋	内 装	内	水 道 施 設	水
石	石	舗 装	舗	機 械 器 具 設 置	機	消 防 施 設	消
屋 根	屋	しゅんせつ	し	熱 絶 縁	絶	清 掃 施 設	清

別記第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日  
 監第 年 月 日

商号  
 代表者 様

熊本県知事 印

合併等による特例措置認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 工事入札参加者資格審査格付における特例措置

- (1)適用の有無 (有・無)
- (2)特例措置適用後の総合点数及び格付等

対象業種	経営点	技術点	総合点数	等級	順位

2 入札参加機会の確保における特例措置

- (1)適用の有無 (有・無)
- (2)内容

対象営業所	対象業種	特例要領第5条に基づく等級等

3 特例措置の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
 ただし、建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第4条により特例措置の内容に変更が生じる場合があります。

4 その他

- (1) 特例措置を引き続き受けようとする場合は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式「合併等による特例措置適用（継続）申請書」による申請を行うこと。
- (2) 合併等による特例措置適用申請の内容に変更があった場合は、別記第4号様式「合併等による特例措置適用申請に係る変更報告書」により速やかに報告すること。

別記第4号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
商 号  
代 表 者 印

合併等による特例措置適用申請に係る変更報告書

平成 年 月 付けで、申請した内容について下記のとおり変更がありましたので報告します。

なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

項 目	内 容	事実等の発生日

添付書類  
変更事項を証する書類



別記第5号様式（第9条関係）

監第 号  
平成 年 月 日

商号  
代表者 様

熊本県知事 印

合併等による特例措置認定取消通知書

平成 年 月 日付け監第 号で通知しました建設事業者の合併等に係る総合  
点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領に基づく特例措置について、下記のと  
おり取り消しましたので通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消しの対象となる特例措置